# 度会町移住・定住促進事業補助金のご案内

町外から町内への「移住」や、町内での「定住」を促進することを目的とし、
町内に住宅を取得し5年以上定住する人に対し、最大 100 万円の補助金を交付します。

## 【交付要件(移住・定住:共通要件)…30 万円】



・満 50 歳以下であること(夫婦の場合は、双方の年齢)
・住宅を取得すること
・町水道事業の給水装置の所有者となること
・度会町に5年以上定住すること
・税等に滞納がないこと

## 【加算要件】

(移住者要件…30 万円)
① 世帯全員が町外に3年以上居住していること
(子育て世帯要件…40 万円)
② 「移住者要件」を満たし、かつ中学校卒業までの子どもを扶養していること

＜上記内容の要件及び交付金額イメージ図＞

| 区分 | 基本要件(共通要件) | 金額 | 加算要件 | | | 限度額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 在住者 | 住宅を取得し定住すること<br>度会町水道事業の給水装置の所有者となること | 30万円 | 加算要件の対象外 | | | 30万円 |
| 移住者 | | | ① | 世帯全員が移住者であること | 30万円 | 100万円 |
| | | | ② | ①を満たしかつ、子育て世帯であること | 40万円 | |

※対象となる住宅は、自己の居住を目的として、玄関、台所、トイレ、風呂及び居室を有する家屋です。
※上記以外にも要件があります。

## 【申請期間等】

住宅の請負契約日、または売買契約の日から、6カ月以内の申請が必要です。
なお、当該補助金は令和8年4月１日時点のものであり、見直しや廃止等が行われる場合があります。

## 【問合先】

**度会町みらい安心課(三重県度会郡度会町棚橋 1215-1)**

**電話 : 0596-62-2423 ／ Mail : mirai@town.watarai.lg.jp**